

岩手県要保護児童対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見及び適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦（法第6条の3第5項に規定する要支援児童又は特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、関係機関の円滑な連携と協力を確保することを目的として、法第25条の2第1項の規定に基づき、岩手県要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域協議会は、法第25条の2第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報を交換すること
- (2) 要保護児童等に対する支援に関すること
- (3) 市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(構成)

第3条 地域協議会は、別表に掲げる関係機関等に従事する者その他関係者をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 地域協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は地域協議会の事務を総理し、地域協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、会長が招集し、議長には会長を充てる。

- 2 地域協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 地域協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(要保護児童対策調整機関)

第6条 知事は、法第25条の2第4項の規定に基づき、保健福祉部子ども子育て支援室を要保護児童対策調整機関として指定する。

2 要保護児童対策調整機関は、地域協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

(会議の公開)

第7条 地域協議会は公開とする。ただし、個人情報扱う場合等、地域協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(情報提供等)

第8条 地域協議会は、第2条に規定する情報の交換及び協議等を行うため必要があると認めるときは、法第25条の3の規定に基づき、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 地域協議会の構成員及び構成員であった者は、法第25条の5の規定に基づき、地域協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	関 係 機 関 等	備 考
福 祉	岩手県民生委員児童委員協議会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会児童福祉施設協議会 岩手県里親会	
保健医療	一般社団法人岩手県医師会 一般社団法人岩手県歯科医師会 岩手医科大学附属病院 岩手県保健師長会	
教 育	一般社団法人岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会 一般社団法人岩手県PTA連合会 岩手県小学校長会 岩手県中学校長会	
健全育成	認定NPO法人いわて子育てネット CAP岩手	
司 法	岩手弁護士会	
報 道	株式会社岩手日報社	
学識経験者	国立大学法人岩手大学教育学部 公立大学法人岩手県立大学社会福祉学部	
行 政	盛岡地方法務局 市町村児童福祉担当課 岩手県教育委員会事務局 岩手県警察本部 岩手県福祉総合相談センター 岩手県一関児童相談所 岩手県宮古児童相談所 岩手県保健福祉部	

※オブザーバー：盛岡家庭裁判所